

令和4年11月18日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊤

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。（一問一答方式）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 消防団員等の年額報酬引き上げについて	本年1月18日の消防庁による通知「地域防災力の中核となる消防団の充実強化について」（以下、通知）において、消防組織法 第37条にもとづく助言として、地域の実情に応じた消防団の充実強化に向けて、積極的な取り組みを行うようにとの再度の周知があった。4月1日現在の消防団員等の年額報酬に係る取り組み状況のとりまとめによると、府内26市町村のうち、町と南丹市、亀岡市、笠置町の4市町において、条例改正に至っていない。	
	（1）地域防災力・地域の安全などにおいて、消防団が担っている中核的な役割や社会的意義として、具体的にどのような点があると考量しているか。	町 長
	（2）町において、目下、①消防団 団員 階級の者（以下、団員）は何人か。 （丸数字は【別ワークシート】と連動。以下、同じ）	町 長
	（3）通知において、（人口にもとづく）標準的な団員数は、段階補正および密度補正Ⅰによる補正後人口にもとづいた団員数としている。消防費に関わる基準財政需要額について、単位費用、主要な補正係数の概要と補正後人口〔町令和2年国勢調査人口：1万2907人〕および町における②標準的な団員数は何人か。また、団員数は、標準的な団員数の約③何倍になるか。	町 長
	（4）団員〔年額報酬条例単価：1万7000円〕への④年額報酬支払総額および（従前から措置のあった）標準的な団員数に応じた標準額〔年額報酬：3万6500円〕のみで算定した場合の⑤基準財政需要額は。また、その場合の⑥普通交付税〔基準財政需要額×（1－3カ年平均の財政力指数）で概算〕および⑦特別交付税〔標準的な団員数の2倍超の団員がいる団体に、支払総額と団員の年額報酬として基準財政需要額に算入した額との差額の半分を措置〕のそれぞれの額と両交付税の⑧合計額は。年額報酬支払総額と両交付税合計額との⑨差額は。	町 長
	（5）町の団員数（③との関連）から導出した（4）の（昨年度までの）措置の財政的な課題として、どのような点があったか。	町 長
	（6）通知では、消防団の充実強化に向け、今後、特に重点的に取り組んでいただきたい事項として、年額報酬等の処遇改善を掲げており、同通知で求めた団員の年額報酬条例単価を標準額へ引き上げた際の（5）の課題を克服できるよう、本年度より、基準財政需要額の算定において、標準額支払団員数を用いた補正係数に関する規定（密度補正Ⅲ）を新設（7月26日公布・施行）し、普通交付税に係る地方財政措置を大幅に拡充している。その概要は。	町 長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	(7) 団員の年額報酬条例単価を標準額である3万6500円に引き上げた場合、団員への④' 年額報酬支払総額および密度補正Ⅲ 新設分(年額報酬分: ⑤r+その他分: ⑤α)を含む⑤' 基準財政需要額はいくらになるか。また、その場合の⑥' 普通交付税および⑦' 特別交付税のそれぞれの額と両交付税の⑧' 合計額および⑧より増加する額[⑧' -⑧]は。年額報酬支払総額と両交付税合計額との⑨' 差額および⑨より増加する額[⑨' -⑨]は。 (8) 消防団員等公務災害補償等共済基金負担金として、前年度の10月1日現在の消防団員等の条例定員にもとづいて、町が拠出している公務災害補償および退職報償金の支給に係る掛金[団員等1人あたり1900円+1万9200円]の額は、来年度以降、いくらの減となるか。 (9) 町特別職報酬等審議会における答申や消防団への意見聴取(ヒアリング)などをふまえた上で、町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正し、団員の年額報酬を標準額である3万6500円へ引き上げすべきでないか。 (10) あわせて、団員より上位階級の班長[年額報酬条例単価: 2万5000円]などについても、業務の負荷や職責などを勘案し、団員報酬 標準額と均衡のとれた額とすべきではないか。	町 長 町 長 町 長 町 長
2 消防団員等の出動報酬について	本年3月定例会での一般質問における「近隣市の状況などを勘案の上、検討していく」との答弁からまもなくして、亀岡市消防団では、処遇改善や団員確保を目的とした出動報酬についての条例改正を行っている。4月1日現在の取り組み状況のとりまとめによると、消防団員等の出動状況に応じて支給する額が、通知にある1日あたりの標準額8000円を下回っているのは、府内26市町村のうち、町を含む6市町のみである。 (1) 町において、消防団員等の出動状況(出動の態様、活動時間など)はここ数年、どのような傾向にあるか。災害以外の出動はどのくらいの割合を占めているか。 (2) 府内26市町村で、水火災、警戒、訓練などの職務従事において、年額4000円の費用弁償としているのは、町と南丹市のみである。1回あたりの支給でなく、年額の費用弁償とした理由は。 (3) 全国消防操法大会出場に向けた訓練などに対して、操法要員などに、出動状況に応じて支給した額は1人あたりいくらか。 (4) 町における訓練等出動報酬に係る基準財政需要額[標準的な団員等の総数×1回(平均3.5時間)3500円×年10回]と年額費用弁償総額[年額4000円×団員等の総数]は。また、その差額は。 (5) 本年度より、消防団員等の出動手当は出動報酬となり、普通交付税による措置に加えて、特別交付税による措置の2本立てとなった(通知より)。各交付税で措置する出動の態様と措置の概要(措置率など)は。 (6) 近年、災害が多様化・激甚化するなかで、出動手当が費用弁償のままでは、団員等に支給する報酬は階級ごとに一律の年額報酬のみとなる。特別交付税による出動報酬措置が新たに創設される目的として、具体的にどのような背景があったと評価するか。	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	(7) 町特別職報酬等審議会における答申や消防団への意見聴取（ヒアリング）などをふまえた上で、町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正し、費用弁償から報酬での支給となるよう、区分（出動の態様や活動時間など）を設けるなどし、標準額である1日あたり8000円を基準とした出動報酬に関する規定を創設すべきではないか。	町 長
3 空き家・空き地の適正管理について	(1) 空き家・空き地を良好な状態で保持していくことに関しては、多数が、連絡・指摘後の受動的な対応と見積もるが、町としての総括は。	町 長
	(2) 不良な状態で、空き家・空き地が放置されることの弊害について、具体的にどのような点が指摘できるか。	町 長
	(3) 放置防止に向けた能動的な対応、例えば、町外への固定資産税 納税通知書などの発送時に、啓発文書や除草などの環境整備委託先をまとめた案内チラシなどを同封し、空き家・空き地の適正な管理を促進してはどうか。	町 長
	(4) 並行して、例えば、東京都足立区や徳島県松茂町などにおいて、生活環境の保持を目的にした条例にもとづいて、事業展開している空き地の除草作業委託についての調査研究分析などを行い、町民のみなさんの生活環境の保持に根本的に寄与する政策を実施・拡充していくべきではないか。	町 長

- 1 質問の要旨は、具体的に記載する。
- 2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。